

## 令和4年度第4回多摩市公契約審議会 要点録

### 1 開催日時及び会場

令和5年2月15日（水） 午後3時00分から 第二委員会室

### 2 出席者（5名）

出席者 古川会長、萩生田副会長、脇田委員、佐々木委員、寺澤委員  
事務局 櫻田総務契約課長、山田契約係長 新見主任

### 3 議題

#### （1）審議事項

##### ①多摩市公契約条例 60歳以上適用に向けたアンケートについて（集計結果）

\*事務局が資料1にて内容説明。

##### ○意見等

委員 ビルメンテナンスや清掃等特別な技術が必要ない業務では、60歳以上の賃金が低くなってしまうことは可能性としてはあり得ると思われる。企業によって雇用形態が違う中で、非正規労働者や公契約条例対象外年齢の労働者や賃金にシワ寄せがいかないようにしなくてはいけない。また、年金受給年齢の引き上げ等もあるため、公契約条例の対象年齢についても考えていく必要がある。

会長 公契約条例制定時委託等について、60歳以上の労働者を公契約条例対象に含めていない理由は、福祉的雇用の観点からであり、最低賃金ぎりぎり働いているような方の市民活動交流の場を奪ってしまうのではないかという意見があったためである。

条例制定時にも課題として挙がっていたことが、Q4(2)②③でも結果として出ていることから対象年齢の引き上げについて、慎重に進めていく必要がある。一方で条例制定時は定年が60歳であり、現在では社会情勢に変化があり、きれいに割り切れる答えは出ないと思うが、対象年齢については、いろいろな事項を踏まえて議論をしていく必要がある。

委員 公契約条例の良い点の一つとして、多摩市ではこの業務には一定以上支払いをするというのを明確化することで、民間事業者や労働者も一定の基準になっていくことだと思う。

委員 対象年齢を60歳以上に引き上げることについて、以前は業種ごとに偏りがあった気がするが、今ではその偏りがなく、どの業種にも影響がでているということに難しさを感じる。ここ数年でも社会全体が大きく

変わっている中で、社会情勢を見ながら、方向性を決めていくのでもよいのではないか。

委員 民間企業の再雇用との兼ね合いも重要だと考えるため、それを判断する材料があれば比べるというのも必要ではないか。定年の概念も変わってきているので、対象年齢について検討する必要はある。

委員 60歳以上の労働者に対して、実際にいくら支払われているのかというデータがあれば比べる材料になるのではないか。

委員 同一労働・同一賃金の考え方から、高齢者・一般の同じという考え方に変化してきている。

会長 60歳以上の賃金に関しては、業種によって大きく差があり、減少する業種もあればそこまで変わらない業種もあるため、参考材料にはなりづらいのではないか。

#### ○審議結果

- ・公契約条例の委託等対象年齢について、このまま60歳以上を一律適用しないとするのは妥当ではないが、60歳以上も一律に適用した場合には、若年層への置き換え等が生じるおそれが予想されるため、これらの影響が最小限になるよう、来年度以降検討していく。

#### ②答申書（その2）（案）について

\*事務局が資料2～3にて内容説明。

##### 1 答申書（その2）（案）

#### ○意見等

- ・特になし

##### 2 公契約審議会における課題の検討状況と令和5年度以降の検討の方向性（案）

#### ○意見等

会長 資料3「適用労働者の範囲について」の来年度以降の検討の方向性の部分に、先ほどの議論も踏まえ、「60歳以上を一律で適用除外とするのは妥当ではないが、60歳以上を直ちに一律で適用した場合には、若年労働者への置き換え等の問題が生ずることが予想されるので、これらの問題が最小限になる方策を、引き続き検討する。」を追記してはどうか。

事務局 今回の意見を踏まえて、資料を修正させていただく。

#### ○審議結果

- ・資料の修正・手続きは、会長・事務局に一任し、本日付けで答申する。
- ・上記の意見も踏まえつつ、来年度も引き続き検討を行っていく。

## (2) 報告事項

### ①令和4年度 公契約条例対象案件について

\*事務局が資料4・4-1にて内容説明。

#### ○意見等

委員 資料4-1の工事案件「多摩市立中央図書館建設に伴う空気調和設備工事」の落札率が低いのはなぜか。

事務局 「多摩市立中央図書館建設に伴う空気調和設備工事」は低入札調査制度対象案件であり、入札手続き中になぜ低い落札率で工事を受注できるのか業者にヒアリングを行っている。理由としては「多摩地域内で大型の手持ち工事があり、本工事に係る機器・資機材等を併せて購入することで購入費の低減が可能」「第二構成員が施工場所に非常に近い場所に本社があるため、緊急時の対応も含め諸経費の大幅な低減が可能。」等が挙げられる

委員 ここ数年社会情勢が大きく変化する中で、工事についても工期を延長しないといけなくなったり、部材が契約当初の金額では購入ができなくなったりしている中で、業者の負担になり、履行内容の質が下がってしまうのではないか。

事務局 今年度多摩市では、急激な物価高騰に伴い「単品スライド条項」を適用して契約変更ができるように、多摩市の工事案件を現在受注している業者全社に通知をし、既に何案件か変更の手続きをしている。

### ②令和5年度公契約審議会のスケジュール

\*事務局が資料5にて内容説明。

#### ○意見等

・特になし。

### ③令和4年度公契約条例・行政視察の報告について

\*事務局が資料6にて内容説明。

#### ○意見等

・特になし。

## (3) その他

#### ○意見等

・特になし

## 4 閉会